

病後児保育のしおり

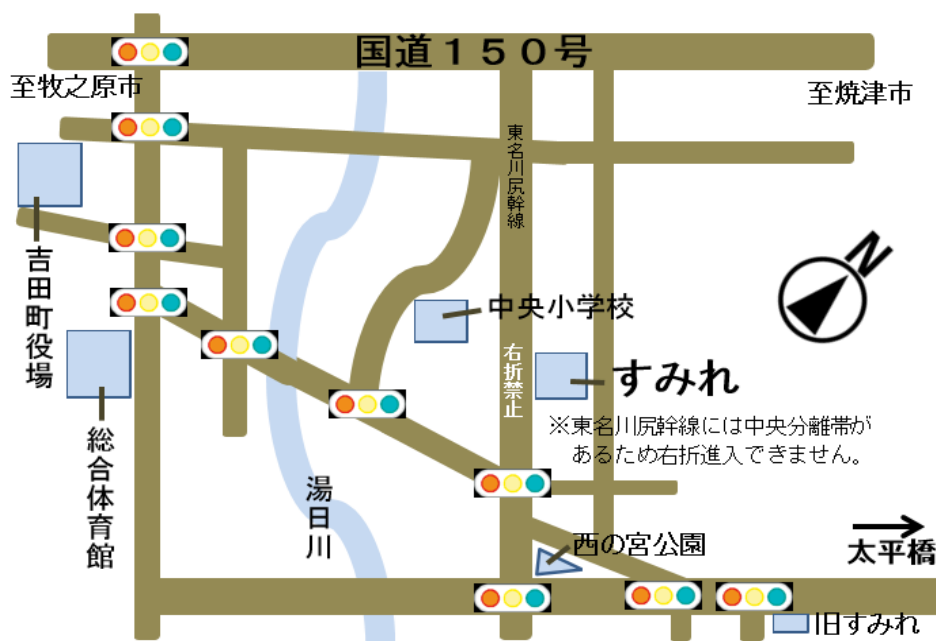
～ケガや病気の回復期にあるお子さんをお預かりします～

- 実施施設 すみれ保育園（吉田町川尻791番地）
- 対象者 町内在住の9ヶ月から就学前のお子さん
- 利用時間 午前8時15分から午後5時まで
- 休業日 土曜日・日曜日・祝日・年末年始
- 定員 1日につき2人（先着順・予約制）
- 料金 1回 1,000円（給食費は別途、1食225円（おやつ込））

問合せ先

✿すみれ保育園

TEL 0548-32-1117



実施施設 すみれ保育園 (TEL 0548-32-1117)

この事業は就学前までの子育て家庭の子育てと就労の両立支援を図るため、ケガや病気の回復期にあるお子さんを一時的に専門施設においてお預かりする事業です。

○ 対象となるお子さんは・・・

就学前までのお子さんで次のいずれにも該当するお子さん

- ① ケガや病気の回復期にあるお子さん（医師の「**利用連絡票**」が必要）
- ② 保護者の勤務の都合、傷病、冠婚葬祭等やむを得ない理由により、家庭における保育が困難なお子さん。

○ ケガ、病気の回復期とは・・・

次にかかげる傷病の回復期にあたるため、集団保育が困難なお子さんで、かつ医師により病後児保育の利用が可能であると判断されたお子さん。

- ① 感冒、消化不良症（多病候性下痢）等の日常り患する疾患
- ② 麻しん、水痘瘡、風しん等の伝染性疾患
- ③ ぜん息等の慢性疾患
- ④ 骨折等の外傷性疾患
- ⑤ その他①から④までに類する傷病

利用料 1回1,000円(給食費別途225円(おやつ込))

(利用月の翌月10日までに納入通知書により納めてください。)

お知らせ

開設日	月曜日～金曜日（実施施設の開設日）
利用時間	午前8時15分～午後5時まで
休業日	土曜日・日曜日・祝日・年末年始
定員	1日につき2人（予約は 先着順 となります）

*ただし、実施時間については、施設の職員の配置などにより変更となる場合があります。

- 1 利用日までに事前にすみれ保育園に利用予約を行ってください。
- 2 かかりつけの医師の診察を受け、「傷病の回復期」であることの証明（利用連絡票）をもらってください。
- 3 医師からの証明書（利用連絡票）は、診察日から7日間有効です。また、医師の「**利用連絡票**」の文書料は**有料**です。

利用するにあたって

【申請書類】

吉田町役場ホームページからダウンロードもしくはすみれ保育園にて書類をお渡しします。

- ① 利用申込書兼同意書（様式第1号） 保護者記入
- ② 利用連絡票（様式第2号） かかりつけ医記入

【持ち物】

- ① 利用するお子さんの保険証
- ② 利用するお子さんのこども医療費受給者証
- ③ 夏季・・・午睡用バスタオル・敷布団／冬季・・・掛・敷布団一式
- ④ 着替え一式（服の上下、下着等）2、3組
- ⑤ 汚れ物入の袋（スーパーの袋等で可）
- ⑥ 手拭きタオル、コップ、おはし、スプーン
- ⑦ 3歳児以上は白米（お弁当箱に入れてください）

アレルギーの除去食については、対応ができない場合があります。その場合は、お弁当を御持参ください。

※食事はお子さんの状況によって御相談ください。

- ⑧ 水筒
- ⑨ 投薬が必要な場合は、1回分の薬を袋に入れたもの
※ 「投薬連絡票」が必要です。
※ 水薬も1回分に分けて持参してください。
※ オブラート、お薬ゼリー等を使用する場合は、持参をお願いします。

<乳児は以上のものに加えて下記のことを準備してください。>

- ・おむつ（汚物は持ち帰りになります。）
- ・食事用エプロン または スタイ 3枚
- ・ミルク（1回ずつ飲む量に分けてください。）
- ・哺乳瓶等（お子さんが水分補給できるもの）

【投薬について】

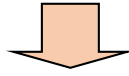
- ・園での投薬は医師処方のものに限ります。
- ・投薬連絡票（利用当日すみれ保育園にて記入をお願いします。）
- ・薬の情報提供書 ・1回分の薬を袋に入れて持参してください。
- ・薬は職員に手渡ししてください。

【お願い】

- ・予約した日をお休み、キャンセルする場合は**当日の朝8時までに必ず御連絡ください。**無断キャンセルの場合は、次回から利用不可となります。
- ・保育中に症状が悪化した場合は、緊急連絡先に連絡します。また、緊急を要する場合はすみれ保育園において緊急搬送します。
※ 診療日等の都合により、お子さんのかかりつけ医以外の病院へ搬送する場合があります。

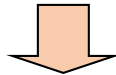
病後児保育事業利用の流れ

病後児保育を利用したい



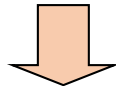
病後児保育室へ連絡（すみれ保育園）

- 1 症状等を話していただき、利用希望日の空き状況を御確認ください。
- 2 すみれ保育園もしくは役場ホームページから申請書類一式（様式第1号・第2号）を準備し、作成してください。
※様式第2号は傷病の回復期である旨をかかりつけ医に作成していただいでください。
(病院により文書料は異なるので、病院に御確認ください。)



病後児保育室の利用申請

申請書類（様式第1号・第2号）をすみれ保育園に提出してください。
投薬が必要な際は、「**投薬連絡票**」も併せて御提出ください。



利用当日

- 1 利用希望時間前にすみれ保育園にお越しください。
- 2 保育士等により簡単な問診、利用料のお支払方法の説明があります。
⇒問診時の症状によって利用をお断りする場合があります。
- 3 給食、おやつ等は病後児保育室において病状に合わせて準備します。
 - ・お申込み時の状況により給食の準備ができないことがあります。
 - ・ミルク、離乳食は保護者に用意していただきます。
 - ・アレルギー除去食については、対応できない場合があります。
- 4 午後5時までにお迎えに来てください。

・病状の悪化、頓服薬使用時は緊急連絡先へ連絡します。

申請書類について

様式第1号 吉田町病後児保育事業利用申込書兼同意書

様式第2号 吉田町病後児保育事業利用連絡票

★ 各様式は役場ホームページ「申請者ダウンロード」ページにあります。